

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成27年11月5日(2015.11.5)

【公開番号】特開2015-2116(P2015-2116A)

【公開日】平成27年1月5日(2015.1.5)

【年通号数】公開・登録公報2015-001

【出願番号】特願2013-126867(P2013-126867)

【国際特許分類】

H 01 M	2/06	(2006.01)
H 01 M	2/04	(2006.01)
H 01 M	2/08	(2006.01)
H 01 M	2/26	(2006.01)
H 01 M	2/30	(2006.01)

【F I】

H 01 M	2/06	B
H 01 M	2/04	B
H 01 M	2/08	B
H 01 M	2/26	A
H 01 M	2/30	D

【手続補正書】

【提出日】平成27年9月14日(2015.9.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

上面が開口し、内部に複数枚の極板を収容する電槽と、
前記複数枚の極板を上部で連結するストラップと、
前記ストラップに接続された極柱と、
前記電槽の上面を閉止する蓋部材であって、前記極柱を挿通する極柱挿通部を有する蓋部材と、
前記極柱挿通部と前記極柱との間の隙間に充填されて硬化した封止部材と、
前記蓋部材と前記ストラップとの間に配置され、前記極板の伸びに伴って前記ストラップに当接可能な当接部材とを備える鉛蓄電池。

【請求項2】

請求項1に記載の鉛蓄電池であって、
前記当接部材は、前記蓋部材に一体的に設けられている鉛蓄電池。

【請求項3】

請求項1または請求項2に記載の鉛蓄電池であって、
前記当接部材は、前記極柱の周囲を囲む環状である鉛蓄電池。

【請求項4】

請求項1ないし請求項3に記載の鉛蓄電池であって、
前記当接部材は、前記極板の伸びに伴って前記ストラップに当接して変形可能である鉛蓄電池。

【請求項5】

請求項4に記載の鉛蓄電池であって、

前記当接部材は、前記極柱を中心とする周方向に、間隔を離して設けられている鉛蓄電池。

【請求項 6】

請求項 1ないし請求項5のいずれか一項に記載の鉛蓄電池であつて、

前記当接部材は、前記極板の伸びに伴って前記ストラップが前記蓋部材側に変位した時に前記ストラップに当接し、前記極板が伸びる前の状態では前記ストラップとの間に隙間を保有する鉛蓄電池。